

# 空き家解体 跡地の利活用

をお考えの所有者のみなさまへ



## 令和6年度 長野市空き家解体跡地利活用事業補助金



### 対象となる解体跡地は？

- 解体着手日又は補助金の交付を申請する日のいずれか早い日において、市内の1年以上使っていない空き家<sup>※1</sup>であり、かつ空き家解体完了後1年以内に住宅又は店舗の建設工事に着手する敷地。<sup>※2</sup>

※1 空家等対策特別措置法に基づく空家等で、戸建住宅、延べ面積の半分以上が住宅の併用住宅、長屋建住宅に限る

※2 補助金交付申請日以降に解体工事に着手する場合は、交付申請する日の属する年度の3月31日までに建設工事を完了し、かつ、実績報告書を提出できるもの

### 対象となる費用は？

- 解体跡地に、住宅又は店舗を建設する工事に要する費用<sup>※1</sup>

※1 外構整備費、申請費用等除く。

注) 補助金の交付決定前に工事契約及び工事着手したもの及び公共事業等の補償の対象となっているものは、補助の対象となりません。

### 補助金額は？

- 対象となる費用の  
**2割(20%)以内の額**  
かつ上限**100万円**を補助

注) 連名で建設工事請負契約をする場合は、別に要件があります。

### 代理受領制度とは？

- 代理受領制度は、建設工事費のうち補助金額分を市から建設工事業者へ直接支払うため、申請者は建設工事費全額を用意する必要がなく、補助金額を除いた金額のみを用意すればよい制度です。この制度が利用できるか、契約前に建設工事業者に確認してみましょう。

最大  
**100万円**  
補助します!!  
予算が無くなり次第終了

### 申請できる人は？

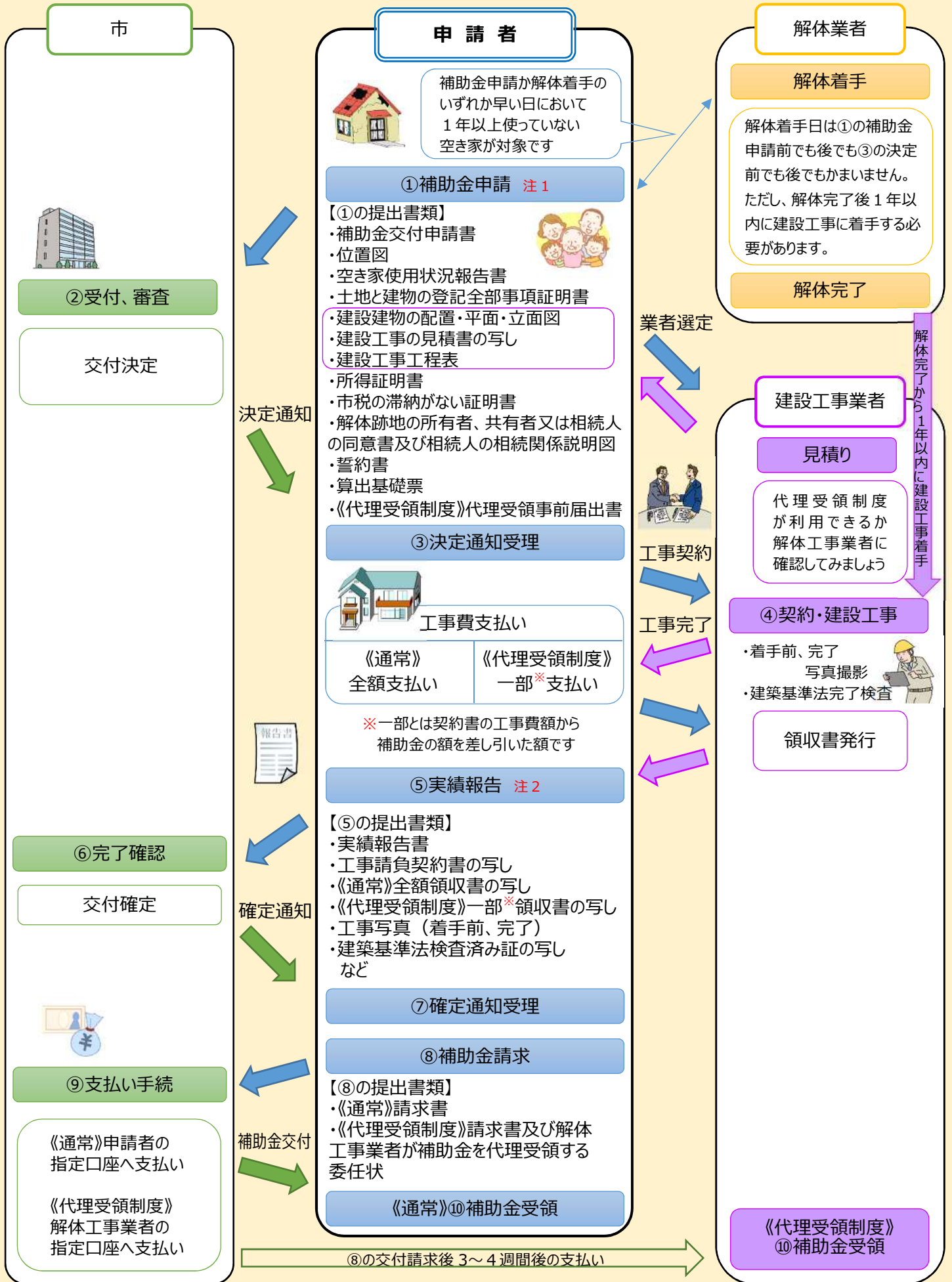
- 暴力団関係者ではない個人で、次の全てに該当すること
- 空き家の所有権がある人
  - 本市の税金を滞納していない人
  - 所得金額が1,200(収入金額1,442)万円以下の人
  - 建設敷地及び建物等を適切に管理できる人
  - 長野市老朽危険空き家解体事業補助金や本事業に係る他の補助金等の交付を受けていないこと
  - 解体跡地の利用について土地の所有権がある人の同意が得られていること

### その他の事項

- 空き家が共有物であるとき及び相続人がいる場合やその方が申請する場合は、別に要件があります。
- 申請などに必要な主な提出書類は、裏面の手続きの流れに沿って確認してください。



# 補助事業の流れ



注1 ①の補助金申請は、補助金の交付を受けようとする年度の12月28日までに申請してください。

注2 ⑤の実績報告は、建設工事完了日から30日以内又は交付決定した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出してください。